

平成 29 年度税制改正要望

平成 28 年 9 月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 馬 城 文 雄

〒104-8139

東京都中央区銀座 3-9-11
電話 03 (3248) 4801

はじめに

わが国の製紙産業は、極めて厳しい状況にあります。

国内の紙・板紙需要は、少子化による人口の減少や、ICT化といった構造変化により、新聞・印刷用紙等を中心に減少が続いております。

会員各社の収益は平成16年度をピークに下降線をたどり、売上高経常利益率は製造業平均の半分程度の低い水準にあります。

こうした厳しい環境の下、会員各社は、東南アジア市場を中心とした新興国への事業展開、エネルギー関連事業への新規展開、植物由来のバイオマス新素材であるセルロースナノファイバーの事業化に向けた取組みの強化等、生き残りをかけて事業構造の転換に懸命に取り組んでいるところであります。

つきましては、平成29年度税制改正にあたり、製紙業界を活力ある産業として再生させるため、税制面で支援して頂きたく、下記の要望事項について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年度税制改正要望項目

1. 重点要望項目

- (1) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・3 頁
- (2) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・3 頁
- (3) 実質的な法人課税の負担軽減・・・・・・・・・・4 頁
- (4) 研究開発促進税制の維持・拡充・・・・・・・・・・4 頁
- (5) 地球温暖化対策税の見直し・・・・・・・・・・5 頁
- (6) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・5 頁
- (7) 国際課税制度の適正化・・・・・・・・・・6 頁

2. 要望項目

- (1) 設備投資促進税制の創設・・・・・・・・・・7 頁
- (2) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・7 頁
- (3) 減価償却制度における定率法の維持・・・・・・・・・・7 頁
- (4) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・8 頁
- (5) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・8 頁
- (6) 法律間の会計処理の統一・・・・・・・・・・9 頁
- (7) その他・・・・・・・・・・9 頁
 - ①特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し
 - ②企業年金に関する特別法人税の廃止
 - ③完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止
 - ④地方税の申告・納付手続きの簡略化

1. 重点要望項目

(1) 償却資産に対する固定資産税の見直し

償却資産に対する固定資産税の課税制度は、速やかに廃止すべきである。直ちに廃止が困難であるならば、新規に取得した償却資産は、課税対象外とするとともに、固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を、法人税法（国税）に合わせ撤廃するなど、段階的に廃止すべきである。

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な制度であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。さらに投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行する。

(2) 欠損金の扱いの見直し

繰越控除期間は現行9年、平成30年度以降は10年となっているが、繰越期間を無期限とするとともに、損金算入可能額の当期所得60%制限（29年度55%、30年度50%）を緩和すべきである。

また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(3) 実質的な法人課税の負担軽減

日本の法人実効税率は、平成 28 年度税制改正により 29.97%と、産業界が要望した 20%台まで引き下げられた。しかしながら一方で、課税ベースも拡大された結果、当業界においては、多くの企業で税負担が増加している。

法人実効税率は、将来的には EU 諸国、アジア諸国の 25%程度まで引き下げられるべきであるが、今後のさらなる税率引き下げにおいて、実質的に企業の法人課税負担が軽減するよう、法人税改革を進めていくべきである。

また地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合し、国際的イコールフットィングを踏まえた税率引き下げを行うべきである。

平成 28 年度税制改正において、大法人（資本金 1 億円超）を対象に、法人事業税の外形標準課税の割合が、27 年度の 3/8 から 28 年度に 5/8 へ拡大した。今後は、外形標準課税の企業活動への影響を十分精査することが重要であり、安易に外形標準課税を拡大すべきではない。

また、地方法人課税は、地域間の偏在性が大きく、税収も不安定である。従って、所得に対する課税部分は国税の法人税に統合し、税率引き下げを行い、交付税等により適切に配分することで、偏在是正、税制の簡素化を図るべきである。

(4) 研究開発促進税制の維持・拡充

研究開発促進税制の維持・拡充を要望する。特に総額型は維持すべきである。

成長戦略を実現するためには、企業の研究開発投資を促進させ、持続的な企業収益の拡大につなげていくことが大切である。研究開発促進税制は企業の研究開発投資を促す効果的な特例制度であり、本制度の維持・拡充は、成長戦略の実現に不可欠である。特に総額型が縮減された場合は、研究開発の規模の縮小をもたらすことが懸念されるため、維持すべきである。

(5) 地球温暖化対策税の見直し

国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される地球温暖化対策税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なうので廃止すべきである。

また地球温暖化対策税の用途を、森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等まで拡大することには反対である。

地球温暖化対策税の導入により、当業界は国際競争力がさらに低下することとなる。その結果、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えるため、地球規模ではCO₂排出量が増加するおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保証されるものではない。

原子力発電所の稼働停止による割高な化石燃料使用の増加や、再生可能エネルギー固定価格買取制度による新たな負担により電力価格は上昇しており、その上さらに地球温暖化対策税を上乗せすることは、企業の経営体力を著しく阻害する。

また地球温暖化対策税は、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施する観点から導入された経緯があり、森林吸収源対策等森林整備は重要な施策と考えるものの、これら施策は、国民全体で負担すべきであり、地球温暖化対策税の用途拡大により対応すべきではない。

(6) 印紙税の廃止

印紙税を廃止すべきである。

同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題である。経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみには課税する印紙税は合理性が失われている。

(7) 国際課税制度の適正化

企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、国際課税制度の適正化を進めるべきである。新たな需要開拓のため新興国市場等海外への進出が求められている当業界にとって、国際課税制度の重要性は一段と高まり、税務リスクは無視できない状況となっている。

①『税源浸食と利益移転(BEPS)』に関する国内法制化における企業活動への配慮

新たな国際課税ルール『BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画』における国内法制化に関しては、事業者の事務負担等を十分考慮しつつ、過剰な規定の導入につながらないように、慎重な対応がなされるべきである。

②グループ内役務提供取引における企業の実態を踏まえた価格設定

海外に進出するグローバル企業においては、親会社が海外も含めたグループ企業全体の指導を行いたいというニーズがある。

しかしながら、移転価格事務運営要領におけるグループ内役務提供取引に係る価格設定は、企業の実際のビジネス形態に則していない面もあるので、日本企業のグローバル化を促進する策として、グループ内役務提供取引を移転価格税制の対象外とすることも含め、企業の実態を踏まえた価格設定とすべきである。

③相互協議後の更正

租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。

2. 要 望 項 目

(1) 設備投資促進税制の創設

新事業等に対する設備投資については、国の認定を受けるなど一定の要件のもと、減価償却期間の短縮（国税）、固定資産税の減免（地方税）など、国と地方一体となった期限の定めのない税制上の優遇措置を要望する。

紙製品の国内需要は、IT 産業の伸長等、構造的要因により頭打ち状況にあり、当業界において、新たな事業分野に進出する重要性が増し加わっている。

近年、植物由来のバイオマス新素材である CNF（セルロースナノファイバー）に対する研究開発投資が相次いでいるが、今後、事業化段階を迎えるあたり、多額の設備投資が必要となる。

設備投資は、計画から実施に移すまで長期間を要するため、税制利用をより容易にするためにも、恒久措置が望ましい。

(2) 受取配当益金不算入の見直し

株式保有割合に従い、それぞれ 50%、20%となっている益金不算入割合を、全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来、二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。

(注) 特定利子：①社債の利子（社債発行差金を含む）

②金融機関及び国等からの借入金でその返済期間が 3 年以上のものにかかる利子

③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

(3) 減価償却制度における定率法の維持

減価償却制度は、現在定率法・定額法の選択適用になっているが、定額法に一本化することなく、定率法を維持すべきである。

定率法の廃止は、新規設備投資を抑制する恐れがある。

(4) 連結納税制度の見直し

連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。

①法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。

②資産の時価評価規定の見直し

連結納税開始・加入時に、連結子法人の特定資産を時価評価することが求められるが、含み益課税によるデメリットが大きいため見直すべきである。

③連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。

④特定連結欠損金となる要件の緩和と使用制限撤廃

特定連結子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金（特定連結欠損金）の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。

また、特定連結子法人の要件「親会社が長期保有（5年前から保有）」の期間を緩和すべき。

当業界においても、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。

(5) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、見直すべきである。

①外国税額控除	繰越期間	現行3年の年数拡充
②外国子会社配当益金不算入制度	益金不算入割合	95%から100%へ拡充

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもある。

(6) 法律間の会計処理の統一

法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法、これら法律間の会計処理統一化を要望する。また減価償却制度における損金経理要件を撤廃すべきである。

現在、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっているので、法律間における会計処理を統一すべきである。今後、企業会計と法人税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、少なくとも損金経理要件を撤廃すべきである。

(7) その他

①特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し

本制度を時限措置ではなく恒久化すべきであり、少なくとも適用期限（平成29年3月31日）を延長すべきである。また、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。

②企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は平成29年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。

③完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

完全支配関係のある会社への配当は、全額益金不算入となるにもかかわらず、一旦源泉徴収され、その後返却されるという手間のかかる制度となっている。

納税者への金利負担軽減、及び事務負担軽減のため、源泉徴収は不要とすべきである。

④地方税の申告・納付手続きの簡略化

地方税を本社一括で申告・納付すべきである。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。